

第 11 章 訴訟費用と司法救助に関するコメント

一 訴訟費用の日中比較

訴訟費用については、2012 年中国民事訴訟法改正において変更がない。また、費用の具体的な基準は現在、訴訟費用納付弁法（以下、費用弁法と略称する。1989 年に施行された「人民法院訴訟費用徴収弁法」から 2007 年施行の現行法へと法改正した。同改正の意義については韓・本書第 1 編 85 頁以下を参照されたい）が定めるが、こちらも今回の改正では変更がない。そのため、本章に対するコメントは、簡潔なものとならざるを得ない。

なお、司法アクセスの観点から日中の訴訟費用に関する制度を概観すると、いずれが国民に対して広い司法アクセスを保障しているかは、即断が難しい面がある。

まず、中国における訴訟費用は、日本と同様のスライド制を採り、訴額に対する割合も、日本に比してやや高額ではあるが、それほど大きな違いはないといえそうである。なお、1989 年に施行された「人民法院訴訟費用徴収弁法」と比べると、事件受理费はおおむね増額傾向にあるが、これは、人民元の貨幣価値の推移に応じたものと理解することも可能であろうか。他方、労働事件の受理费が極端に低額化している（費用弁法 13 条 4 項）のは興味深いが、政策的な改正と推測する。また、財産保全事件、破産事件における手続申立費用には、それぞれ 5,000 元、30 万円のキャップ（申立費用の上限）がかけられている。これも政策的な改正と推測される。個人的には魅力的な制度に映るが、もっとも、日本法における民事保全の際の担保提供や、倒産事件における申立費用の納付などは問題状況が異なり、直接に対応させることは困難であろう。

次に、日本における訴訟コストの大部分は、実際は弁護士費用が占めており、これを国民の司法アクセス、特に少額事件における司法救済を阻害する要因として指摘することができる。しかし、中国の弁護士費用は日本に比して低額のものであり、弁護士費用が司法アクセスの障害となることは少ないようである（小嶋